

平成 3 0 年

議会運営委員会会議録

と き 平成30年8月17日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成30年 8月17日 (金) 午後 1 時00分～午後 1 時52分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委員 伊藤 昌宏 君
委員 本多 健信 君 委員 石田 秀男 君
委員 横山 由香理 君 委員 あくつ 広王 君
委員 新妻 さえ子 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 安藤 たい作 君 委員 石田 しんご 君
委員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午後1時00分開会

○渡部委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

なお、本日は2名の方の傍聴申請がございましたので、ご案内をいたします。

1 議会運営について

○渡部委員長

それでは、予定表1の議会運営についてを議題に供します。

去る8月14日付で、平成30年請願第14号、品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願が提出をされ、これを受理いたしました。本日は、本請願の取扱いについてご協議をいただきたく議会運営委員会を招集させていただきました。ちなみに、本請願の趣旨は、区長選挙と区議会議員選挙を同日実施することを求めるものであります。

そのためには、これを今年9月の区長選に合わせますと、まず、区議会を地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づき解散する必要があるとあり、一方で、解散による区議会議員選挙は、公職選挙法により解散の日から40日以内に行う必要があるとされています。その40日という時間的制約を考えますと、本請願の審査のため、近々に臨時会の開催が必要となつてこようかと思えます。

まず、このことに関して、何かご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○本多委員

請願が受理をされましたので、請願審査のための臨時会を開く必要があるかと思えます。まず、そのことを求めたいと思えます。

○渡部委員長

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

数カ月の間で、短期間で行われる2度の選挙を1度にして下さいということですので、これは本当に異例なことだと思うのです。そういう点では、幾つかお聞きしたいことがあるのですが、まず、ここの中にも、「過去には他自治体において議会が自主解散して、首長選挙に合わせた例があるとも聞いています」とあるのですが、他の自治体において、自治体の首長と議員選挙がばらばらだったのを議会解散において合わせた例というのがあるのか、また、あるのであればどれくらいあるのかということと、それから、そのところでも、品川の場合は首長選挙が中間選挙という形でやられるわけですが、その首長選挙が中間選挙でやっているというところで、その中間選挙の首長選挙に議会解散をして議員選挙を合わせた例というのがあるのかという、その2点について聞かせていただけたらと思えます。

○久保田区議会事務局長

まず、1点目のほうですけれども、他自治体の例でございます。総務省のホームページで私どもも確認してございますけれども、平成19年4月1日から平成28年3月31日の間で集計されたもので、この特例法を適用して、議会が自主解散をした自治体が5つございます。これは、その5つのうち、首長選挙と議員の選挙を同日にするために開催したという自治体が3つございます。3つのうち2つが当該自治体の首長選挙と一緒にやったと。もう一つの自治体は、県知事選挙と同日でやるために解散をしたというものでございます。

そして、次に、統一地方選挙の中間でというご質問でございますけれども、同日選挙をするために解散した2自治体、それぞれ首長選挙のほうに合わせるということですが、これは2自治体ともに、統一地方選挙の期間の中で行われるもののほうに合わせるということで自主解散がされているということです。

具体的に言いますと、平成22年度の香川県東かがわ市でございますけれども、こちらは平成23年4月に市長選挙が行われる予定であったところ、平成23年3月に議会が解散しまして、平成23年4月24日に同時に選挙を行ったというものでございます。

もう一点が、平成26年度でございますけれども、埼玉県毛呂山町でございます。こちらは町長の選挙が平成27年4月に行われるところ、平成27年3月に町議会を解散しまして、4月26日に同時に選挙を行ったというものでございます。

それと、あわせまして、台東区のほうでも同じような動きが前区長が亡くなられたときにございました。これは総務省のホームページの統計には入ってございませんでしたが、台東区のほうでも同じように、前区長の逝去によりまして、区長選が平成27年3月1日に投開票が行われるということになりましたので、同日選挙を求める解散議案が提出されましたけれども、賛成少数で否決されたという例がございます。

○鈴木（ひ）委員

東かがわ市にしても、毛呂山町議会にしても、どちらにしても、統一地方選挙のほうで首長選挙をやられて、そこに議会の解散を合わせて……、統一地方選挙に首長選挙と市議選、また町議選を合わせた例だということのご説明だったと思うのですが、ということは、今回の品川のように首長選挙が中間選挙でやられている場合に、その中間選挙に合わせるために議会解散をして、中間選挙で首長と議会の選挙を同日に行おうとした例というのはないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

○久保田区議会事務局長

私が確認しているのが、平成19年4月1日から平成28年3月31日までの総務省のホームページでの統計により確認したものでございますので、平成19年以前にあったかないかは、私のほうではわかりませんが、この期間の中では、そういったものはなかったということでございます。

○鈴木（ひ）委員

改めて、品川のように首長選挙が中間選挙で行われているときに、その中間選挙に議会解散をして合わせてやった例というのは、全国的にも例がないということをお聞かせいただきました。改めて、あと何点かお聞かせいただきたいのですが、23区の中でも、区長選挙と区議選を別々に行っている自治体というのは結構あるのではないかなと思うのですが、別々に、ばらばらに行っている区というのがどれぐらいあるのかも、改めて教えていただけないでしょうか。

○久保田区議会事務局長

区長選挙と区議会議員選挙が別々に行われている選挙でございますけれども、品川区を含めて9区でございます。先ほど言いました台東区も、以前は、平成27年のときは別にやっていたのですが、平成31年は同時にやるということで、選管のほうで公表していますので、それは、台東区は含めていないということで、23区のうち9区が別々の選挙ということで確認してございます。

○鈴木（ひ）委員

区長が品川のように突然亡くなられたりとか、さまざまな理由で区長選挙が別になるとかという、そ

ういう例というのはいり得ることだと思ひますので、そういう点でも23区の中で9区もばらばらになつてゐるというふうなことがわかりました。

あと、もう一点確認させていただきたいのが、やはり、そうはいつても区長選挙と議員選挙を同日にするに越したことはないと思ひますので、そういうところで区長選挙と議員選挙を同日にするための90日ルールというのがあると思ひますが、その仕組みについてもお聞かせいただけたらと思ひます。

○久保田区議会事務局長

90日ルールでございますけれども、公職選挙法の第34条の2に規定されているものでございまして、こちらのほうでは、「地方公共団体の議会の議員の任期満了の日が当該地方公共団体の長の任期満了の前九十日に当たる日から長の任期満了の前日までの間にある場合において」同日に行うことができるということでございます。例で申しますと、今回、区長の任期満了が10月7日でございます。ですから、それより前90日、7月の初旬から、7月8日か9日ぐらいから10月6日までの間に区議会議員の選挙がある場合には、この90日特例を使いまして、同時に選挙を行うことができるということでございます。

○鈴木（ひ）委員

できる限りは、そういうふうに関日にいうというふうな規定の90日ルールにも品川の場合は当てはまらないということ、今のような選挙になつてゐるということだと思ひます。私は、今回のこの請願に対して、今、臨時議会を開くというふうな提案がありましたけれども、私は臨時議会を開くことには当たらない、臨時議会を開くべきではないと思ひます。共産党としては、

今回の区長選、区議補欠選挙は、9月30日投票で行われるというのは、選管のほうから既に3月1日に示されています。半年も前に示されているわけ、それから、候補者に対する説明会というの、既に8月3日に済んでいます。そんな中で、もし解散してこれから同日選挙ということになるのであれば、あまりにも突然という状況です。告示日まで1カ月を切つてゐるという状況ですので、区民にとつても、立候補を予定する人にとつても寝耳に水という感じではないかと思ひます。

特例法には、「解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」ということで、書かれております。そういう点で言つても、解散を求める世論が品川区中にあふれてゐるという状況は、私はないと思ひます。そういう点では、私は特例法にも当たらないのではないかと思ひます。

そういうふうなところで、改めて、ここの請願の中には数カ月という短期間に行われる2度の選挙を1度にして下さいということでありまして、もしここで解散になつて、9月30日投票ということになりますと、4年間の任期を全うすることができなくなるわけ、4年間の任期ということ、私たちは区民から区民の代表として選ばれて、議会に送られてきたわけ、その7カ月の間に何かあるかと言へば、第3回定例議会があります。それから、2017年度の決算特別委員会があります。第4回定例議会、それから、年明け第1回定例議会、2019年度の予算特別委員会と、議会が続くわけ、これらのことに参加できないというふうなことになる。4年間の任期を、突然7カ月も奪われるということは、議員の職責、区民の代表としての役割を果たす機会を奪うものになると思ひます。

それから、この中には、経費が節減できるというふうなことで、1億円ぐらいの経費が節減できると聞いてゐますということ、書かれておりますけれども、これだけ大事な議会のために、選挙に税金をかけるというのは、参政権を保障するために必要な経費だと考えます。

それから、あと、投票率のアップにつながるということでも書かれておりますけれども、これは、中間選挙として行われている区長選挙に議員の選挙を合わせるということになっていくわけです。中間選挙というのは、さまざまところでやられているところで、おおむね投票率が低いという傾向にあると思います。

区長選挙の投票率は若干上がったにしても、区議会議員選挙の投票率が下がるということにもつながりかねない、そういうふうな問題になると思うのです。

ということから、共産党としては、今回の請願に対しては通常の手配、次の本会議の中でかけるということでの取扱いにすべきだと考えます。

○渡部委員長

ほかに。

○石田（し）委員

まず、冒頭、本多議員からもありましたが、いわゆる委員長からもお話しがあったとおり、40日というルールがある中で、それを求められている請願ですので、これは早急に議論をするべきということで、臨時会の開催を我々としても求めていきたいなと思います。

それと、いろいろと、今お話がありましたが、我々としては、請願に書かれている内容は、まさにそのとおりだなというふうな認識を持っております。

いろいろとお話しがありましたが、これが、例えば2年間の期間だったり、1年間の期間、首長選挙と区議会議員の選挙が別々で行われているのであれば、これはいたし方ない部分というのは生じてくるのかなというのは、我々としても認識をしていますが、約半年間の間に2度、品川区政を決める選挙が行われるというのは、ここにも書かれているとおり、いわゆる利便性のことも考え、また投票率のことも考え、そして、経費の削減になるということを考えれば、私もいろいろ調べましたが、唯一このことをできるのというのは、我々の判断で自主解散をすることのみでありますので、我々としては、こういった声が寄せられている中で、しっかり議論をして判断していけばいいのかなと思っております。

なので、ぜひ臨時会を開催して、この請願について議論をするべきだと思いますので、一言、お伝えさせていただきます。

○渡部委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

私どもの会派は、今、この請願を伺って、共産党の、今、いろいろさまざまなお調べになったこと、また、局長から答弁があったこと、その点については我々も同じように調べて聞いています。

その上で、この請願を緊急に付託するために臨時会を開く、このことについては、私たちはその必要性はあまり感じていません、正直言えば。ただ、一部の方の中にこれを開きたいと、どうしても緊急性があるということであれば、それを妨げるものではありません。これが我々の意見です。

○渡部委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

臨時会の開催について反対であるとの意見もあるようですが、時機を逸しないよう、請願の趣旨であります自主解散について判断する必要がありますことから、臨時会の開催を請求していくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員

臨時会の解散の請求というのは……、〔「開催」と呼ぶ者あり〕ごめんなさい、開催。

臨時会の開催の要求をするというのは、議長の要求と、それから、議員の4分の1の請求で臨時会の開催の要求をするということになるわけですね。だから、理由として、臨時会を開催するということの取りまとめをするというものではなくて、議員定数の4分の1の議員が請求をするというものになっていくのではないのですか。

○渡部委員長

そうなのです。この後に言おうと思ったことを、今、言っていておりましたが、臨時会の開催は、地方自治法により議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができるかとされています。通常ですと、議会運営委員会の委員を提出者としていますが、反対の方もいらっしゃいますので、まず、この提出者を確認する必要があるため、一旦、休憩とさせていただきます。

会議の運営上、暫時、休憩をいたします。

○休憩 午後1時20分

○再開 午後1時50分

○渡部委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に提出者の確認を行い、お手元に配付のとおり臨時会招集請求書（案）を調べました。

この請求書に基づき臨時会の開催を区長に対し求めていくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

そのように決定をいたします。

臨時会の開会日は、請求書にございますとおり8月24日金曜日、開会時間については午前10時を予定しております。また、議事日程の確認を行うための議会運営委員会を午前9時より開きますので、各委員、ご参集くださいますようお願いをいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 その他

○渡部委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、議会運営委員会を閉会といたします。

○午後1時52分開会